都 巻 0 近郊整備地 地帯及び 都 市開 発区 域 0 整 備 に関する法律施 行令 昭 品和三十 应 [年政令第二百四十号]

 \bigcirc

第

(傍線の部分は改正部分)

行

雇用者 らその 合に限 九 に現に存した建物の全部若しくは一部を当該工場用の建物にし いては、その取得の日の翌日から起算して一年内に、 市開発区域の指定の日以後に取得したものに限り、 のを新設し、 を超え、 及び運搬具並びに工具、 物及びその附属設備、 開 こととしている場合とする。 した設備に (ガスの製造又は発電に係る設備を含む。) で、これを構成する建 地 である土地に対して課する固定資産税について不均一課税をする とする当該工場用の建物の建設に着手し、 .都市開発区域に該当しないこととなる場合には、 一発区域の指定の日から起算して五年 方税 る。 該当しないこととなる日までの期間) 法第三十三条の二に規定する政 (日々雇い入れられる者を除く。 若しくは増設した設備に係る工場用の建物若しくはその敷し、若しくは増設した設備に係る機械及び装置若しくは当該 元の不均 かつ、これを当該事業の用に供したことに伴つて増加する 改 以下同じ。 係る工場用の建物若しくはその敷地である土地 又は増設した者について、 課 税に伴う措置の)の取得に対して課する不動産取得税又は当 構築物、 器具及び備品の取得価額の合計額が十億円 機械及び装置、 正 適用のある場合 令で定める場合は、 (当該区域が当該期間内に当 当該新設し、)の数が五十人を超えるも 又は当該土地に取得時 内に一の工業生産設備 船舶、 かつ、 当該指定の日 当該土地を敷かつ、土地につ 若しくは増設 案 当 (当該都 該 た場 車両 都 カコ 市 第 新設し、 雇用者 を超え、 該新設し、 九 地 地とする当該工場用の建物の建設に着手し、 のを新設し、 及び運搬具並びに工具、 物及びその附属設備、 らその該当しないこととなる日までの期間) 該都市開発区域に該当しないこととなる場合には、 開 こととしている場合とする。 合に限る。 地 発区域の指定の日から起算して五年 条 方税の不均 法第三十三条の二に規定する政 現 (日々雇い入れられる者を除く。 以下同じ。 又は増設した者について、 課税に伴う措置の 構築物、 機械及び装置、 適用のあ

に現に存した建物の全部若しくは一部を当該工場用の建物にし いては、その取得の日の翌日から起算して一年内に、 市開発区域の指定の日以後に取得したものに限り、 した設備に係る工場用の建物若しくはその敷地である土地 (ガスの製造又は発電に係る設備を含む。) で、これを構成する建 である土地に対して課する固定資産税について不均一課税をする 若しくは増設した設備に係る工場用の建物若しくはその かつ、これを当該事業の用に供したことに伴つて増加する 若しくは増設した設備に係る機械及び装置若しくは当)の取得に対して課する不動産取得税又は 器具及び備品の取得価額の合計額が九億円 令で定める場合は、 (当該区域が当該期間 当該新設し、)の数が五十人を超えるも 又は当該土地に取 内に一の工業生産設備 る場合 船舶、 かつ、 当該指定の日 当該土地を敷 若しくは増設 土地につ 当 (当該都 内 該 に当 た場 得時 車 都 両

 \bigcirc 緩圏 0) 近郊整備区域及び)都市開 飛区域 0 整備 及び開発に関する法律施行令 昭 和四十年政令第百五十七号)

改

正

案

現

(傍線の部分は改正部分)

行

第 十二条 内に、 には、 得価 する不動産取得税又は当該新設し、 該工場用の建物にした場合に限る。 に限り、 敷地である土地 該新設し、 の数が五十人を超えるものを新設し、 たことに伴つて増加する雇用者(日々雇い入れられる者を除く。)で、これを構成する建物及びその附属設備、 発区域の指定の日から平成二十 区域が当該期間内に当該都市開 年内に、 の建物若しくはその敷地である土地に対して課する固定資産税に 反び装置若しくは当該新設し、 又は当該土地に取得時に現に存した建物の全部若しくは一 て不均 額の 船舶、 方 税 当該指定の日からその該当しないこととなる日までの かつ、 合計額が十億円を超え、 の工業生産設備 0 法第四十 当該土地を敷地とする当該工場用の建物の建設に着手し 航空機、 不均 若しくは増設した設備に係る工場用の建物若しくはその 課税をすることとしている場合とする。 土地については、その取得の日の翌日から起算して (当該都市開発区域の指定の日以後に取得したもの 七条に規 課 車両及び運搬具並びに工具、 税に伴う措置の適 (ガスの製造又は発電に係る設備を含む 定する政 発区域に該当しないこととなる場合 一年三月三十 若しくは増設した設備に係る工場 かつ、これを当該事業の用に供し 若しくは増設した設備に係る機 以下同じ。 令で定める場合は、 又は増設した者について、 用 のある場 一日までの期)の取得に対して課 構築物、 器具及び備品の取 合 機械及び装 当該 間 部を当 期 都市 (当該 間 当 第 十二条 新設し、 は、 \mathcal{O} 限り、かつ、 地である土地 発区域の指定の日 て不均 船舶、 地 方 税の不均 航空機、

年内に、当該土地を敷地とする当該工場用の建物の建設に着手し、 数が五十人を超えるものを新設し、 ことに伴つて増加する雇用者(日々雇い入れられる者を除く。 で、これを構成する建物及びその附属設備、 域が当該期間内に当該都市開 及び装置若しくは当該新設し、若しくは増設した設備に係る工場用 る不動産取得税又は当該新設し、 工場用の建物にした場合に限る。 又は当該土地に取得時に現に存した建物の全部若しくは一 建物若しくはその敷地である土地に対して課する固定資産税に 額の合計額が九億円を超え、 当該指定の日からその該当しないこととなる日までの の工業生産設備 若しくは増設した設備に係る工場用の建物若しくはその敷下人を超えるものを新設し、又は増設した者について、当該 法第四十七条に規定する政 課税をすることとしている場合とする。 土地については、その取得の日 (当該都市開発区域の指定の日以後に取得したものに から平 車両及び運搬具並びに工具、器具及び備品の取 税に伴う措置の (ガスの製造又は発電に係る設備を含む。 成二十年三月三 発区域に該当しないこととなる場合に かつ、これを当該事業の用に供した 以下同じ。 若しくは増設した設備に係る機 令で定める場合は、 適 用 干 0 ある場 一日までの期間)の取得に対して課 構築物、 の翌日から起算して一 合 機械及び 当 部を当 期 該 (当 間 都 <u></u>の 装 該 市 得 内 械 す X

 \bigcirc 中部圏の都市整備区域、都市開発区域及び保全区域の整備等に関する法律施行令(昭和四十三年政令第六十三号)(傍線の部分は改正部分)

(地方税の不均一課税に伴う措置の適用のある場合) 日から平成二十二年三月三十一日までの期間(当該区域が当日から平成二十二年三月三十一日までの期間(当該区域が当内に当該都市開発区域に該当しないこととなる場合には、当内に当該都市開発区域に該当しないこととなる場合には、当体でものとのというとのののののののののののののののののののののののののののののののの	改正案
(地方税の不均一課税に伴う措置の適用 おいっとといる場合とする。 (地方税の不均一課税に伴う措置の適用 おいことといる場合とする (地方税の不均一課税に伴う措置の適用 がおしく は当該新設し、若しくは増設した設備に係る工場用の建物 では当該都市開発区域の指定の日よで は増設した設備に係る工場用の建物 では (地方税の不均一課税に伴う措置の適用 がら平成二十年三月三十一日までの期 では (地方税の不均一課税に伴う措置の適用 がら平成二十年三月三十一日までの期 では (地方税の不均一課税に伴う措置の適用 がら (地方税の不均一課税に伴う措置の適用 がおしくは (地方税の不均一課税に伴う措置の適用 がおしくは (地方税の不均一課税に伴う措置の適用 で (地方税の不均一課税に伴う措置の適用 に (地方税の不均一課税に伴う措置の適用 に (地方税の不均一課税に伴う措置の適用 をすることとしている場合とする。	現
の適用のある場合) の適用のある場合) の適用のある場合) の適用のある場合には、当該指定の ととなる場合には、当該指定の る設備を含む。)で、これを構成 る設備を含む。)で、これを構成 る設備を含む。)で、これを構成 る設備を含む。)で、これを構成 を含む。)の数が五十人を超 事業の用に供したことに伴つて増 を者について、当該新設し、若しく は一部を当該工場用の建物に、当該 上くは一部を当該工場用の建物に を超 の建設に着手し、又は当該土地に しくは一部を当該工場用の建物に とは一部を当該工場用の建物に も はに係る機械及び装置若しく た設備に係る工場用の建物若しく は たことに伴つて増 の を超 に に の は に に る る る る る は に に る る は に に る る は に に る る は に に る る と に は る と に は る と に は る と に と に と に と に と に と に と に と に と に と	行